

方法をとる。なお運営方法のこまかい点については巻末の日本 SPF 豚協会会則を参照されたい。

(※)協会の運営あるいは事業の遂行に際しては必要に応じて専門小委員会を組織して問題の解決をはかる。現在組織された小委員会は ① Primary SPF 豚作出小委員会 ②SPF検定小委員会 ③P. R., 機関誌発行に関する小委員会(編集委員会)以上である。

### む す び

以上、本協会が設立されるまでのいきさつに

## ※ ※ 協 会 だ よ り ※ ※

### 第1回総会議事要録

日 時：昭和44年10月21日(金)午前10時

場 所：アミノ飼料(株)中研会議室

出席者：赤池洋二, 有吉修二郎, 藤原弘, 花岡秀昌, 石川八郎, 柏崎守, 桐淵敏郎, 高島保雄, 栗山茂衛, 増田忠, 増永忠彦, 三村二雄, 持田堯舜, 森谷昇一, 森喜一, 中島泰治, 中島隆夫, 中野優, 岡部鉄太郎, 小野真人, 大久保輝夫, 笹崎竜雄, 頭本昭夫, 土江義雄, 戸塚耕二(A B C順)。

#### I. 会長あいさつ

#### II. 事務局報告

1. 協会発足にいたるいきさつについて
2. 協会の性格および組織について
3. 協会会則の説明

#### III. 議 事

##### 1. SPF 豚の作出および配布に関すること：

「集団変換計画」の実施にあたって、会員は一致団結してこれに取り組むことが確認された。

現在、SPF 豚の生産施設は農林省家畜衛生 試験場および千葉県養豚試験場にあるが、民間との共同研究が円滑に行なわれるように、SPF 豚の作出および配布に関する実務機関として小委員会を設置すること

について、ごく簡単にのべたが、協会としての仕事はこれからはじまるのであって、わが国 SPF 豚の将来を左右する重大責務がこの協会に託されたことになるのである。会員各位の深いご理解と絶大なるご協力を得て、名実ともに、わが国における SPF 豚の中核たりうる機関にまで本協会が成長することを願ってやまない。

なお、本稿末尾(協会だより)に昭和44年10月21日に開かれた日本 SPF 豚協会第1回総会議事録の抜すいを付け加えておくこととした(文責：協会事務局 赤池洋二)。

が、種々討議のうえ決定された。

委員は当分のあいだつぎの各氏がなることで了承された。

委員：三村二雄(日清製粉), 脇庄蔵(住友飼料), 桐淵敏郎(アミノ飼料), 笹崎竜雄(埼玉牧場)

##### 2. SPF 豚の検定に関すること：

検定規準および検定方法は全国的に統一すること、検定業務はどこで取り扱うか、認定証の発行や発行範囲について、輸入 SPF 豚の取り扱いについてなどが討議された。これらは慎重を要する問題であるので、小委員会を設置してより具体的に話し合うこととなった。

委員はつぎの各氏にお願いすることで了承された。

委員：藤原弘(農産工), 小野真人(埼玉牧場), 花岡秀昌(住友飼料), 赤池洋二(アミノ飼料)

##### 3. 協会の情報活動について：

(1) 協会誌「SPF Swine」を発行する。発行回数は当分のあいだ年2回とし、創刊号は45年3月の発行を目途とすることで了承された。

なお、編集委員の人数、選出手続、方法および任期などについては事務局に一任することとなった。

(2) 「研究会」の開催は SPF 豚の実用化が軌道にのった時点で考える。

(3) 「米国ネブラスカ SPF 豚協会」との情報交換を行なう。

## 日本SPF豚協会会則

### 1. 本会の名称

本会は日本SPF豚協会という。

### 2. 本会の目的

本会は我国におけるSPF養豚の健全なる発展を期することを目的とする。

### 3. 事業

本会の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) SPF豚に関する総合計画に関すること。
- (2) SPF豚の集団変換、および飼育管理規制に関すること。
- (3) SPF豚技術者の養成およびSPF豚飼育者の技術指導に関すること。
- (4) 会報その他出版物の発行。
- (5) 関係諸機関、学会等との情報交換、連絡。
- (6) 国および地方公共団体が推進する畜産関係事業に協力すること。
- (7) SPF豚およびSPF豚農場の検定、認定書の発行などに関する事業。細則は別に定める。
- (8) その他必要と認められる事業。

### 4. 会員

- (1) 本会の会員は、SPF豚を飼養し、またはこれから飼養しようとする個人、法人および団体を正会員とし、本会の主旨に賛同し、その活動を援助する個人、法人および団体を賛助会員とする。会員は正会員、賛助会員にかかわらず、おのおの定められた会費を払うものとする。
- (2) 本会に入会しようとするものは会員1名の紹介を必要とし、定められた入会金を添えて会長宛に入会の申込みをしなければならない。

### 5. 役員

- (1) 本会に次の役員をおく。
 

|           |           |
|-----------|-----------|
| イ. 会長 1名  | ロ. 副会長 2名 |
| ハ. 理事 若干名 | ニ. 監事 2名  |
- (2) 会長および副会長は理事の互選により選出されるものとする。
- (3) 会長は総会を招集し、本会の業務を統理し、必要に応じて理事会を招集する。
- (4) 理事会は本会の業務を決定するとともに会長補佐、庶務、会計、渉外、集会、会報発行などの実務を担当する。
- (5) 監事は理事会の指名によって任命され本会の会計を監査する。

- (6) 本会の役員任期は2年とし再任を妨げない。

### 6. 機関

本会に次の機関をおく。

- (1) 定期総会  
定期総会は毎年1回、3月末に会長の招集によって開催されるものとする。
- (2) 臨時総会  
理事会の議決があった場合、または会員数の5分の1の要求があった場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 理事会  
理事会は会長が必要とみとめた場合、または理事の3分の1以上の要求があった場合に開催されるものとする。

総会は本会最高の議決機関であり、理事会は大会につぐ議決機関であって、いずれも出席者の過半数の賛成をもって議決されるものとする。

### 7. 会計

- (1) 本会の経費は入会金、会費、寄付金、認定書交付手数料、その他の収入をもってこれにあてる。
- (2) 入会金、会費、認定書交付手数料は別にこれを定める。
- (3) 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

### 8. 附則

- (1) 理事の選挙は会長が依嘱する選挙管理委員会が実施する。
- (2) 本会則は昭和44年4月1日より施行する。
- (3) 本会則の変更は理事会の議決を経て総会の承認を受けるものとする。
- (4) 本会の事務所は当分の間、  
横浜市西区北幸町2の2の14 ミツウロコビル  
アミノ飼料工業株式会社本社技術部  
(TEL045-(331)-1471) 内におく。

### 会 費

会費を次の通り定める。

#### 1. 入会金

|        |        |
|--------|--------|
| 個人     | 500円   |
| 法人(団体) | 2,000円 |

#### 2. 会費(年額)

|          |         |
|----------|---------|
| 個人       | 1,500円  |
| 法人(団体)   | 20,000円 |
| 賛助会費(1口) | 1,000円  |

(賛助会員は入会金は不要)